

学習指導要領における情報教育の改善内容

情報教育の目標としての「情報活用能力」

情報活用の実践力：

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

情報の科学的な理解：

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用の評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

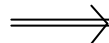
情報社会に参画する態度：

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

学習指導要領における情報教育の改善内容

小学校・中学校は平成14年度から、また、高等学校は平成15年度入学者から、新しい学習指導要領に基づく教育課程を実施（平成12年度から移行措置）。

旧教育課程



新教育課程

小学校

- 各教科等において教育機器の適切な活用をはかる

中学校

- 技術・家庭科
「情報基礎」領域（選択）
- 理科，数学でコンピュータについて学ぶ

高等学校

- 設置者の判断で情報に関する教科・科目の設置が可能
- 総合学科，専門学科では情報に関する基礎科目が原則履修科目

盲学校・聾学校・養護学校

- 小、中、高等学校に準じる

小学校

- 総合的な学習の時間や各教科でコンピュータや情報通信ネットワークを活用

中学校

- 技術・家庭科
「情報とコンピュータ」を必修（発展的な内容は生徒の興味・関心に応じて選択的に履修）
- 総合的な学習の時間や各教科でコンピュータや情報通信ネットワークを活用

高等学校

- 普通教科「情報」を新設し必修（「情報A」「情報B」「情報C」（各2単位）から1科目を選択必修）
- 専門教科「情報」を新設し、11科目で構成
- 総合的な学習の時間や各教科等でコンピュータや情報通信ネットワークを活用

盲学校・聾学校・養護学校

- 小、中、高等学校に準じるとともに、障害の状態等に応じてコンピュータ等の情報機器を活用